

熊谷市監査委員公告第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和6年2月20日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 新 島 一 英

令和5年度行政センター定期監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象部局等

大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター

(2) 対象事務

令和4、5年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

- (1) 収入事務
 - ① 帳票等と現金は突合しているか。
 - ② 必要な帳簿類は整備されているか。
 - ③ 納入の通知は適正に行われているか。
 - ④ 債権管理は適正に行われているか。
- (2) 支出事務
 - ① 必要な手続は行われているか。
 - ② 適正な支出となっているか。
- (3) 契約事務
 - ① 安易に随意契約を採用していないか。
 - ② 契約の履行に問題はないか。
 - ③ 完了報告を漏れなく受領しているか。
 - ④ 検査結果通知書等は作成されているか。
- (4) 補助金
 - ① 交付に当たって根拠等審査は適切か。
 - ② 実績報告書を提出させているか。
- (5) 負担金
 - ① 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。
 - ② 負担効果の点から整理すべきものはないか。
- (6) 財産管理
 - ① 返納手続をせずに処分していないか。
 - ② 備品の登録に漏れはないか。
- (7) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

主な監査項目

(1) 収入事務

- ① 現金出納簿
- ② 大里コミュニティセンター使用料
- ③ 農産物直売所使用料、電気料収入、ガス等使用料収入
- ④ 大里農産物加工施設使用料、電気料収入、ガス等使用料収入
- ⑤ 妻沼庁舎等使用料
- ⑥ めぬま物産センター使用料
- ⑦ めぬまアグリパーク使用料
- ⑧ 江南庁舎等使用料
- ⑨ 江南コミュニティセンター使用料

(2) 支出事務

- ① 大里行政センター業務経費「器具購入費」
- ② 大里コミュニティセンター管理運営経費「施設その他修繕料」

(3) 契約事務

- ① 農産物直売所浄化槽保守点検業務委託
- ② 農産物加工施設浄化槽保守点検業務委託
- ③ 和田吉野川防災ステーション管理業務委託
- ④ 熊谷市妻沼勤労福祉会館指定管理業務
- ⑤ 熊谷市有グライダー運航管理業務委託
- ⑥ 庁舎・複合施設機械設備保守管理業務委託

(4) 補助金

- ① 熊谷市長寿クラブ補助金(大里支部第4クラブ、熊谷市長寿クラブ連合会大里支部)
- ② 熊谷市めぬまアグリパーク地産地消推進等事業費補助金
- ③ 熊谷市長寿クラブ補助金(熊谷市長寿クラブ連合会江南支部)

(5) 負担金

熊谷地区安全運転管理者協会会費

(6) 財産管理

備品台帳一覧表

(7) その他

- ① 出勤簿
- ② 郵便切手受払簿

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター、妻沼勤労福祉会館、坂田医院旧診療所、井田記念館、福川河川防災ステーション

(2) 監査期間

令和5年10月30日から令和5年12月25日まで

6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 収入事務

① 大里農産物直売所及び大里農産物加工施設の使用料等の収入未済について、督促状が発付されていなかったため、熊谷市会計事務規則第23条及び熊谷市税外収入金の督促等に関する条例第2条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【大里行政センター】

② 葬斎施設使用料・戸籍手数料等、畜犬登録等手数料の納入について、払込みが即日又は翌日までに行われていないものが見受けられたため、熊谷市会計事務規則第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【妻沼行政センター】

③ 妻沼勤労福祉会館の使用料について、指定管理者が徴収することを告示していたが、指定管理者に対して収入事務受託者証を交付していなかったため、熊谷市会計事務規則第35条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【妻沼行政センター】

(2) 支出事務

指摘事項なし。

(3) 契約事務

① 和田吉野川防災ステーション管理業務委託について、50万円を超える業務が随意契約されていたため、地方自治法施行令第167条の2及び熊谷市契約規則第36条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【大里行政センター】

② 妻沼勤労福祉会館の指定管理業務について、協定書で定められた事業計画書や事業報告書等の提出がされていなかったため、協定書に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【妻沼行政センター】

③ 庁舎・複合施設機械設備保守管理業務委託について、検査結果通知書を通知していなかったため、熊谷市保守点検等に関する業務委託契約約款第13条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【江南行政センター】

(4) 補助金

指摘事項なし。

(5) 負担金

指摘事項なし。

(6) 財産管理

① 使用していないパソコンが保管されていたため、熊谷市情報セキュリティ対策基準及び熊谷市物品管理規則第26条に基づき適正な事務処理を行う

べきである。 【大里行政センター、江南行政センター】

- ② 備品登録漏れや所管の誤りがあったので、熊谷市物品管理規則第17条、第19条及び第20条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【大里行政センター、妻沼行政センター】

- ③ すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第17条及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【江南行政センター】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

- (1) 大里農産物直売所及び大里農産物加工施設について

平成15年から地元の農産物加工組合が運営していたが、令和3年12月に突然退去し、現在まで使用されていない状況である。地域経済の活性化のためにも、新たな運営事業者を早急に公募選定すべきである。

- (2) めぬまアグリパークについて

めぬまアグリパークは、「道の駅めぬま」の開設当初から現在の事業者の使用許可を与え、地元の農産物を使った土産品、加工品等の販売や季節の野菜を使った料理を提供するレストランを運営しているところであるが、にっぽん女性第1号資料ギャラリー、バラ園、桜並木など高いポテンシャルを有する施設であることから、指定管理制度の導入を検討すべきである。

- (3) 準公金の取扱いについて

江南行政センター（地域振興係）において、熊谷交通安全協会江南支部の事務局を担当しているが、市として直接関与する必要性について検討するとともに、団体の自立に向け関係機関と協議すべきである。